

公開買付説明書の訂正事項分

(第5回)

2025年11月

カロンホールディングス株式会社
(対象者：株式会社マンダム)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	カロンホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【電話番号】	03-4563-9300
【事務連絡者氏名】	代表取締役 秋山 幸功
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	カロンホールディングス株式会社 (東京都千代田区霞が関三丁目2番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、カロンホールディングス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マンダムをいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなる

ことをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注10) 公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e－5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年9月26日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び同年11月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、(i)公開買付者が、2025年11月27日付で、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を変更したこと、(ii)本取引のストラクチャーの変更に伴い、公開買付者が、西村元延氏、西村健氏、公益財団法人西村奖学財団及びM・Nホールディングス株式会社（以下「西村家株主」といいます。）との間で、2025年11月27日付で、2025年9月10日付取引基本契約の変更覚書を締結し、Lumina International Holdings Limitedが、西村家株主との間で、2025年11月27日付で、2025年9月10日付株主間契約の変更覚書を締結したこと、(iii)公開買付者が、2025年11月27日付で、株式会社シティインデックスイレブンス（所有株式数：100株、所有割合：0.00%）、野村絢氏（所有株式数：4,502,300株、所有割合：9.97%）、株式会社シティインデックスファースト（所有株式数：4,495,600株、所有割合：9.96%）及び株式会社ATRA（所有株式数：678,600株、所有割合：1.50%）との間で、これらの者が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：9,676,600株、所有割合の合計：21.44%）について、公開買付者が本公開買付価格を2,520円以上に引き上げること及び公開買付期間を2025年12月18日まで延長することを条件として本公開買付けに応募することを内容とする契約を締結したこと、並びに(iv)公開買付者が、2025年11月27日付で、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.（所有株式数：2,496,700株、所有割合：5.53%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約を締結したことに伴い、記載事項及び添付書類である2025年9月26日付公開買付開始公告（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書、同年11月5日付「公開買付条件等の変更の公告」及び同年11月19日付「公開買付条件等の変更の公告」により訂正された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を、2025年11月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書による延長後の公開買付期間の末日である2025年12月4日から、本書提出日である2025年11月27日から起算して15営業日を経過した日に当たる2025年12月18日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じましたので、これを訂正するとともに、上記公開買付開始公告を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
 - ① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
 - ③ 本公開買付け後の経営方針
- (3) 本公開買付けに関する重要な合意
- (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

- ① 届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

- ③ 届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

- ④ その他資金調達方法

- ⑤ 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

- (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- (3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）
- (4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

① 特別関係者

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

第5 対象者の状況

5 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、2025年9月10日付で、対象者の代表取締役会長であり、第6位株主（2025年3月31日時点。以下株主の順位の記載について同じです。）である西村元延氏、対象者の代表取締役社長執行役員である西村健氏、西村元延氏が代表理事を務め、対象者の第2位株主である公益財団法人西村奨学財団（以下「西村奨学財団」といいます。西村奨学財団の概要は下記（注10）をご参照ください。）及び西村健氏の資産管理会社であり、対象者の第5位株主であるM・Nホールディングス株式会社（以下「M・Nホールディングス」といい、以下西村元延氏、西村健氏、西村奨学財団及びM・Nホールディングスを「西村家株主」と総称します。）との間で取引基本契約（以下「本取引基本契約」といいます。）を締結し、①(i)西村元延氏が所有する対象者株式（所有株式数：933,000株（注6）、所有割合（注7）：2.07%）のうち本譲渡制限付株式（45,500株）を除く887,500株、及び(ii)西村健氏が所有する対象者株式（所有株式数：100,090株、所有割合：0.22%）のうち本譲渡制限付株式（47,800株）を除く52,290株（所有株式数の合計：939,790株、所有割合の合計：2.08%、以下「応募合意株式」（注6）といいます。また、西村元延氏及び西村健氏を「応募合意株主」と総称します。）を本公開買付けに応募すること、並びに②(i)西村奨学財団が所有する対象者株式（所有株式数：3,600,000株、所有割合：7.98%）の全て、及び(ii)M・Nホールディングスが所有する対象者株式（所有株式数：1,070,000株、所有割合：2.37%）の全て（所有株式数の合計：4,670,000株、所有割合の合計：10.35%、以下「不応募合意株式」といいます。また、西村奨学財団及びM・Nホールディングスを「不応募合意株主」と総称します。）を本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付けの決済後に本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）を行うために必要な手続を実施すること（不応募合意株主による本臨時株主総会（下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）における賛成の議決権の行使を含みます。）等について合意しております。本取引基本契約の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「①本取引基本契約」をご参照ください。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の前営業日までに270億円を限度とした出資を受けるとともに、三菱UFJ銀行から本決済開始日の前営業日までに530億円を限度として融資（以下「本銀行融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定しております。

さらに、公開買付者は、西村家株主との間で、本取引基本契約において、①応募合意株主が公開買付者親会社に出資（以下「本再出資」といいます。）し、また、②不応募合意株主が所有する対象者株式を公開買付者親会社の株式とすること等を目的として、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）、及び公開買付者親会社を株式交換完全親会社、本合併後の公開買付者を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」とい、本合併及び本再出資と併せて「本再出資等」と総称します。）を実施することを確認しております（注9）。本再出資等は、本スクイーズアウト手続の完了後に行うことを想定しております。また、西村家株主が所有することとなる公開買付者親会社の議決権の割合の合計は総議決権の34%となることを想定しております。本再出資等を実施する理由は下記（注10）をご参照ください。なお、本再出資等における公開買付者親会社の株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格である1,960円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定です。

（注9） 下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本株式併合後において、公開買付者及び不応募合意株主以外の株主（以下「多数保有株主」といいます。）が存在する場合は、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、公開買付者及び不応募合意株主は、本スクイーズアウト手続の一環として、対象者株式の貸株取引（以下「本貸株」といいます。）を行った上で、再度対象者株式の併合（以下「第2回株式併合」といいます。）を行うことを含む、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするための手続を実施することを予定しております。

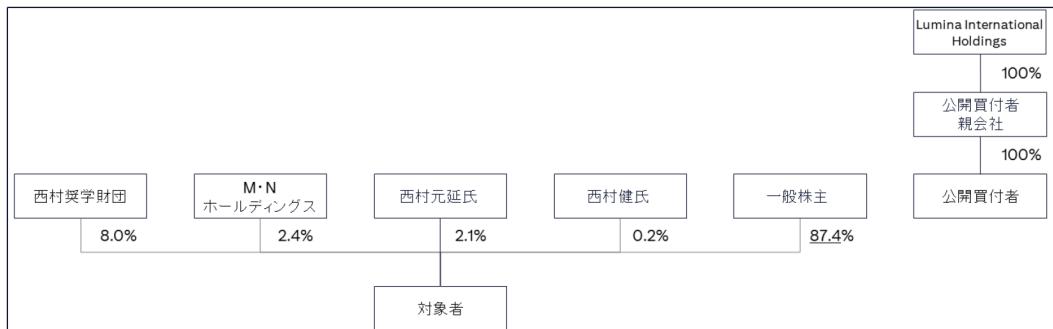
（注10） 本再出資等を実施する理由は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、

西村元延氏及び西村健氏は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定である中、本取引後も、西村元延氏、西村健氏及び西村健氏の資産管理会社であるM・Nホールディングスが株主としての地位を存続することで、西村元延氏及び西村健氏が対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下、その経営に継続して関与し続けることを企図したものです。また、南西アジア、東南アジア、東アジア諸国及び地域からの留学生及び招聘教員並びに国際相互理解の促進、国際交流に有用な日本人学生に対し、奨学金援助を行うことにより、より充実した勉学・教育及び研究を継続させることを目的とする西村奨学財団が、本取引後も本再出資等を通じて対象者株式を間接的に保有しますが、現在と同様に西村奨学財団の事業を継続することが、対象者が事業を展開するアジア諸国及び地域において、各国の経済発展に貢献できる優秀な人材を育成することを通じて対象者の関与する産業全体の発展に寄与すること、また、奨学生を対象とした社会見学、研修旅行、交流会の実施を通じて、日本を含むアジア諸国及び地域における国際相互理解を促進し、多様な価値観を受容し理解を深める機会を提供することで、各国及び地域の教育文化の発展に寄与するものであることから、本再出資等を通じて対象者株式を間接的に保有する意義があると公開買付者は考えております。このように、本再出資等は、西村家株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

現在想定されている本取引の概要は大要以下のとおりとなります。

なお、以下のパーセンテージは普通株議決権比率を指します。

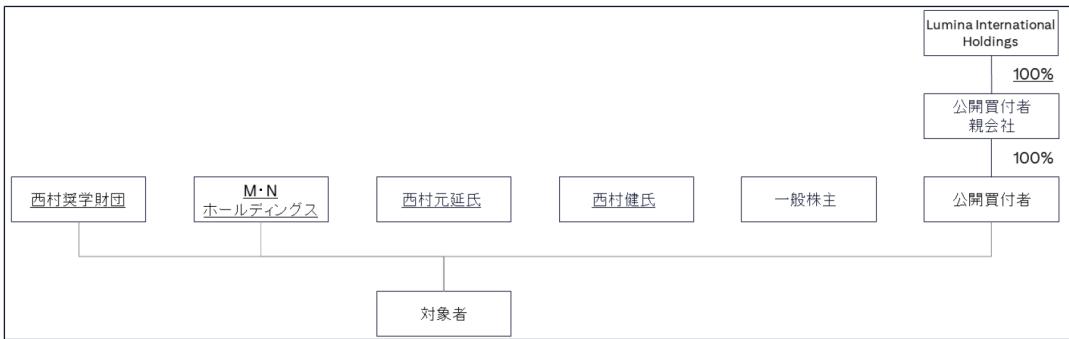
I. 本公開買付けの成立前（現状）



II. 本公開買付け成立後（2025年12月上旬）



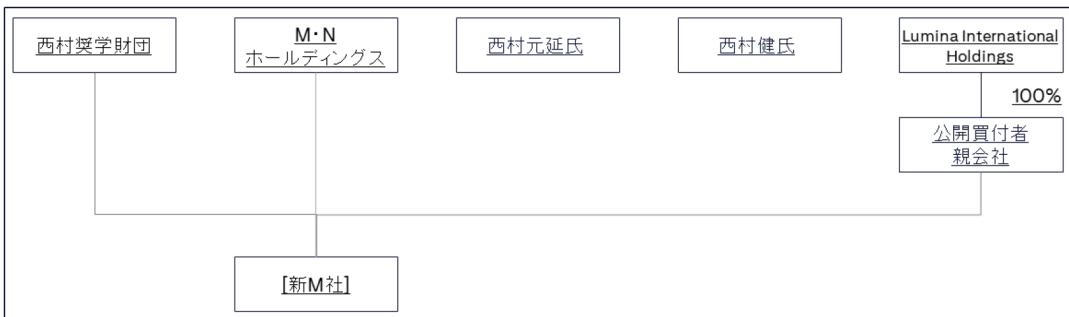
III. 本スクイーズアウト手続後（2026年3月上旬）（予定）



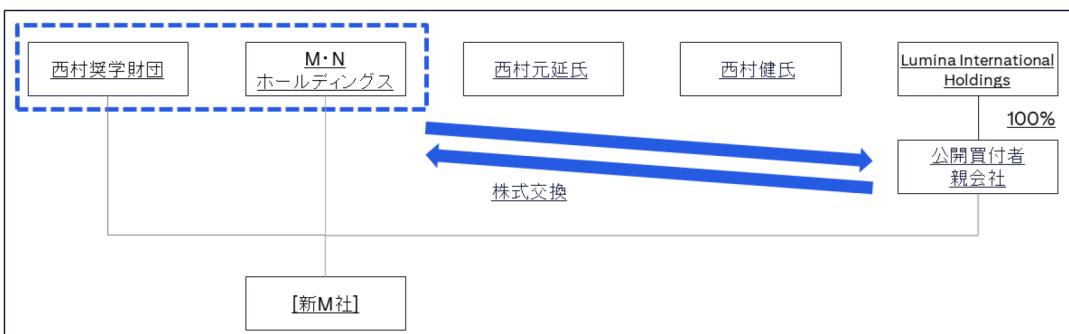
IV. 吸収合併（2026年5月上旬～中旬）（予定）



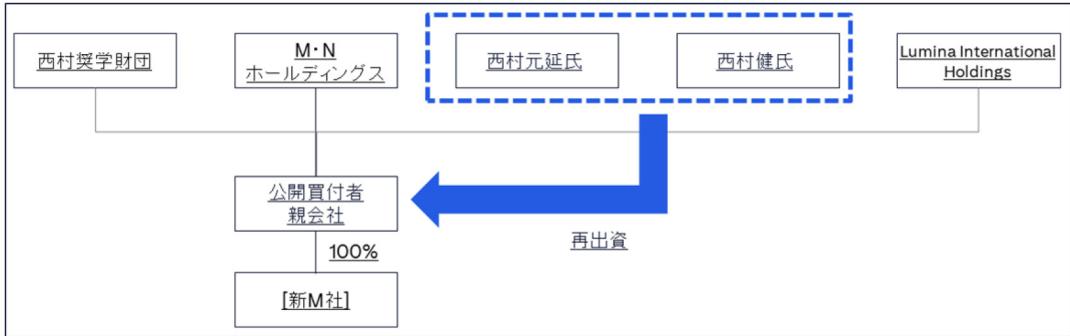
V. 吸収合併後（2026年5月上旬～中旬）（予定）



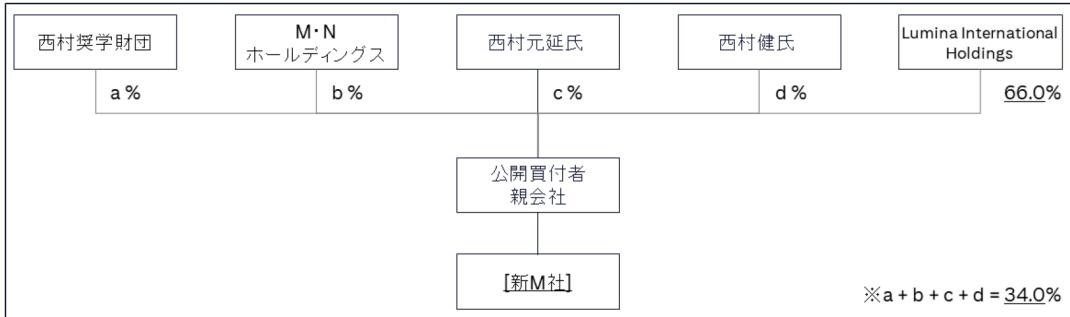
VI. 株式交換（2026年5月上旬～中旬）（予定）



VII. 本再出資 (2026年5月中旬～下旬) (予定)



VIII. 本再出資後 (2026年5月中旬～下旬) (予定)



<中略>

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月19日付で、公開買付期間を2025年12月4日まで延長することを決定いたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、2025年9月10日付で、対象者の代表取締役会長であり、第6位株主（2025年3月31日時点。以下株主の順位の記載について同じです。）である西村元延氏、対象者の代表取締役社長執行役員である西村健氏、西村元延氏が代表理事を務め、対象者の第2位株主である公益財団法人西村奨学財団（以下「西村奨学財団」といいます。西村奨学財団の概要は下記（注10）をご参照ください。）及び西村健氏の資産管理会社であり、対象者の第5位株主であるM・Nホールディングス株式会社（以下「M・Nホールディングス」といい、以下西村元延氏、西村健氏、西村奨学財団及びM・Nホールディングスを「西村家株主」と総称します。）との間で取引基本契約（本変更覚書（本取引基本契約）（以下に定義します。以下同じです。）による修正を含みます。以下「本取引基本契約」といいます。）を締結し、①(i)西村元延氏が所有する対象者株式（所有株式数：933,000株（注6）、所有割合（注7）：2.07%）のうち本譲渡制限付株式（45,500株）を除く887,500株、及び(ii)西村健氏が所有する対象者株式（所有株式数：100,090株、所有割合：0.22%）のうち本譲渡制限付株式（47,800株）を除く52,290株（所有株式数の合計：939,790株、所有割合の合計：2.08%、以下「応募合意株式」（注6）といいます。また、西村元延氏及び西村健氏を「応募合意株主」と総称します。）を本公開買付けに応募すること、並びに②(i)西村奨学財団が所有する対象者株式（所有株式数：3,600,000株、所有割合：7.98%）の全て、及び(ii)M・Nホールディングスが所有する対象者株式（所有株式数：1,070,000株、所有割合：2.37%）の全て（所有株式数の合計：4,670,000株、所有割合の合計：10.35%、以下「不応募合意株式」といいます。また、西村奨学財団及びM・Nホールディングスを「不応募合意株主」と総称します。）を本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付けの決済後に本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）を行うために必要な手続を実施すること（不応募合意株主による本臨時株主総会（下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）における賛成の議決権の行使を含みます。）等について合意しております。本取引基本契約の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本取引基本契約」をご参照ください。

<中略>

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の前営業日までに610億円を限度とした出資を受けるとともに、三菱UFJ銀行から本決済開始日の前営業日までに600億円を限度として融資（以下「本銀行融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

さらに、公開買付者は、西村家株主との間で、本取引基本契約において、西村家株主が新SPC（下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本取引基本契約」において定義します。以下同じです。）に出資（以下「本再出資」といいます。）することを確認しております。応募合意株主による本再出資（以下「本再出資（応募合意株主）」といいます。）は、本決済開始日後に、不応募合意株主による本再出資（以下「本再出資（不応募合意株主）」といいます。）は、本スクイーズアウト手続の完了後に行うことを想定しております（なお、本ストラクチャー変更（以下に定義します。以下同じです。）に伴い、早期に本取引の資金として活用する観点から、本再出資（応募合意株主）については、本決済開始日後、本スクイーズアウト手続の完了を待たずに実施することを予定しておりますが、本再出資（不応募合意株主）については、公開買付規制上、買付予定数の下限の引き上げができるないことから、取引の実施を確実に遂行すべく、本ストラクチャー変更前と同様、不応募合意株式は本公開買付けには不応募のままでし、本スクイーズアウト手続の完了後に実施することを予定しております。）また、西村家株主が所有することとなる新SPCの議決権の割合の合計は、本再出資（応募合意株主）及び本再出資（不応募合意株主）の完了時点において、総議決権の22.7%となることを想定しております。西村奨学財団は、新SPCが発行するA種優先株式（以下「本A種優先株式」といいます。）の引受（以下「本A種優先株式引受」といいます。）（注9）を、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスは、新SPCが発行する普通株式（以下「本普通株式」といいます。）の引受（以下「本普通株式引受」といいます。）（注10）及びB種優先株式（以下「本B種優先株式」といいます。）の引受（以下「本B種優先株式引受」といいます。）（注11）を行う予定です。本再出資を実施する理由は下記（注12）をご参照ください。

(注9) 本A種優先株式は、議決権付株式とし、優先配当権、残余財産優先分配請求権、取得請求権及び取得条項が付される予定です。本A種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、本買付価格変更（以下で定義します。以下同じです。）後の本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格である2,520円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、また、本普通株式及び本A種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるよう設計する予定です。また、西村奨学財団が本A種優先株式引受を行う理由は、公益法人が財産の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産を取得した場合において、公益法人が取得した買換資産を財産の譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間内に、公益目的事業の用に直接供することが求められるところ、西村奨学財団が、本取引に係る資金の借入れとの関係で一定期間配当の支払いが制限される普通株式のみを引き受けた場合、配当収入の確実な見込みがないものとしてかかる要件を満たさないと考えられるため、優先配当権が付された本A種優先株式引受により、西村奨学財団が本再出資後もかかる要件を満たし、存続可能とすることを企図したものです。そのため、本A種優先株式引受は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の譲渡を取得事由とし、取得の対価として、本A種優先株式に係る払込金額の総額を当該時点における本普通株式1株あたりの時価で除した数の本普通株式を交付する仕組みとする予定です。

(注10) 本普通株式引受における本普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本買付価格変更後の本公開買付価格と同一の価格である2,520円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定です。

(注11) 本B種優先株式は、無議決権株式とし、取得請求権及び取得条項が付される予定ですが、優先配当権及び残余財産優先分配請求権は付与しない予定です。本B種優先株式の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、本買付価格変更後の本公開買付価格と同一の価格である2,520円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定あり、また、本普通株式及び本B種優先株式の経済的価値は出資額に応じて実質的に同一となるよう設計する予定です。また、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが本B種優先株式引受を行うこととする理由は、取得請求権及び取得条項を通じて、企業価値が一定程度上がった場合のみ議決権株式を所有することができる設計とすることで、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスに、本取引後の対象者の企業価値向上に向けたインセンティブを有してもらいつ

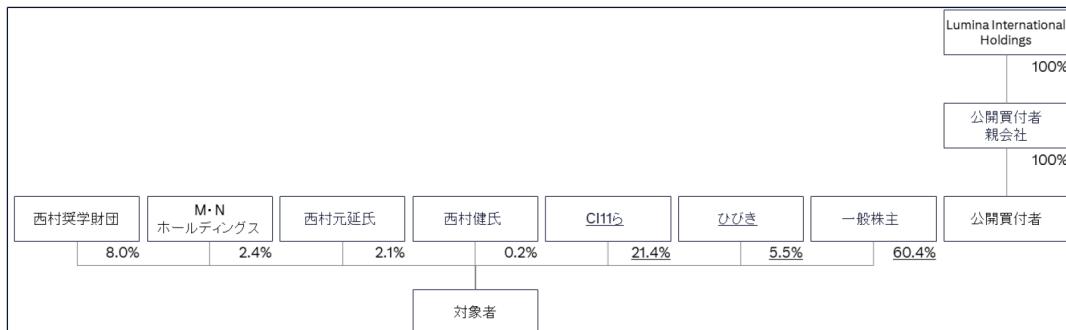
つ、本再出資後のLumina International Holdings（下記「(2) 本公司公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公司公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公司公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。）の新SPCに対する議決権割合を高めることにより、本公司公開買付価格を最大化することを企図したものです。具体的には、取得請求権及び取得条項は、本普通株式の上場又は過半数の譲渡を取得事由とし、企業価値が一定程度上がるまでは取得の対価をなしとしつつ、企業価値が一定程度以上まで上がった場合には企業価値が上昇するにつれ、取得の対価として、交付される本普通株式の比率が段階的に上昇する仕組みとする予定です。そのため、本B種優先株式引受は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、公開買付者は、本公司公開買付け成立後も西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが引き続き議決権を保有することで、本取引後も、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスが対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下、その経営に継続して関与し続けるメリットが存在すると考えているため、本再出資に際して、一部は本普通株式とすることで、西村元延氏、西村健氏及びM・Nホールディングスに引き続き議決権を保有してもらうこととしております。

- (注12) 本再出資を実施する理由は、下記「(2) 本公司公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公司公開買付け後の経営方針」の「③ 本公司公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、西村元延氏及び西村健氏は、本公司公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定である中、本取引後も、西村元延氏、西村健氏及び西村健氏の資産管理会社であるM・Nホールディングスが株主としての地位を存続することで、西村元延氏及び西村健氏が対象者の企業価値向上に向け、高いコミットメントの下、その経営に継続して関与し続けることを企図したものです。また、南西アジア、東南アジア、東アジア諸国及び地域からの留学生及び招聘教員並びに国際相互理解の促進、国際交流に有用な日本人学生に対し、奨学金援助を行うことにより、より充実した勉学・教育及び研究を継続させることを目的とする西村奨学財団が、本取引後も本再出資を通じて対象者株式を間接的に保有しますが、現在と同様に西村奨学財団の事業を継続することが、対象者が事業を展開するアジア諸国及び地域において、各国の経済発展に貢献できる優秀な人材を育成することを通じて対象者の関与する産業全体の発展に寄与すること、また、奨学生を対象とした社会見学、研修旅行、交流会の実施を通じて、日本を含むアジア諸国及び地域における国際相互理解を促進し、多様な価値観を受容し理解を深める機会を提供することで、各国及び地域の教育文化の発展に寄与するものであることから、本再出資を通じて対象者株式を間接的に保有する意義があると公開買付者は考えております。このように、本再出資は、西村家株主による本公司公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、かかる観点からも公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

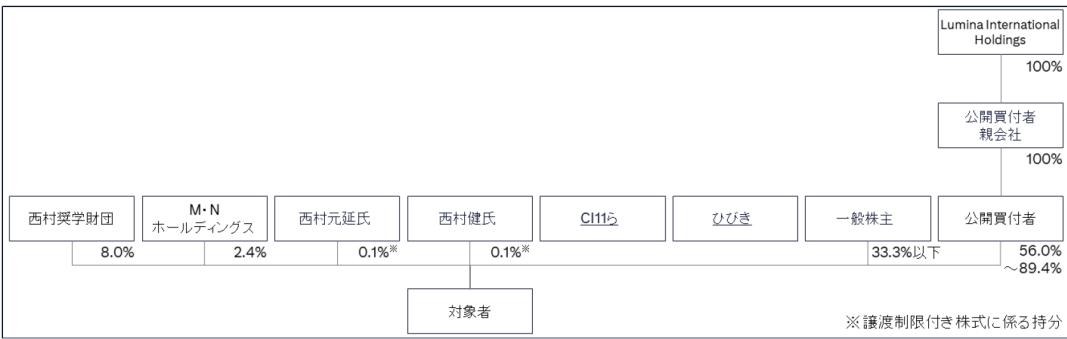
現在想定されている本取引の概要は大要以下のとおりとなります。

なお、以下のパーセンテージは議決権比率を指します。また、公開買付者は、本取引に係る以下の一連の取引の実行後、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを想定しております。

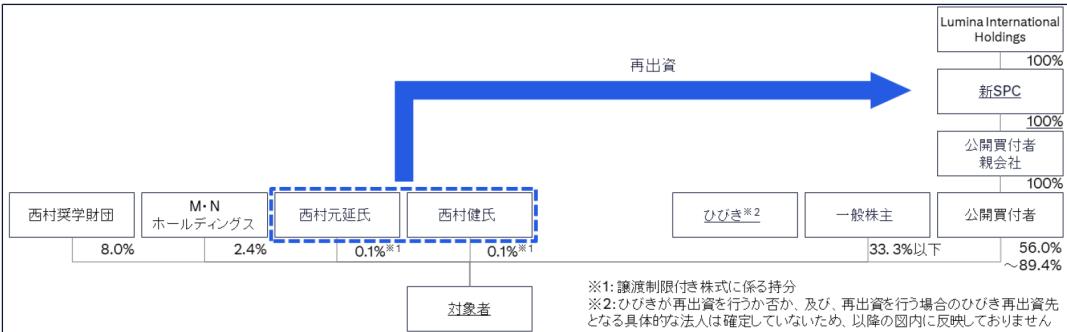
I. 本公司公開買付けの成立前（現状）



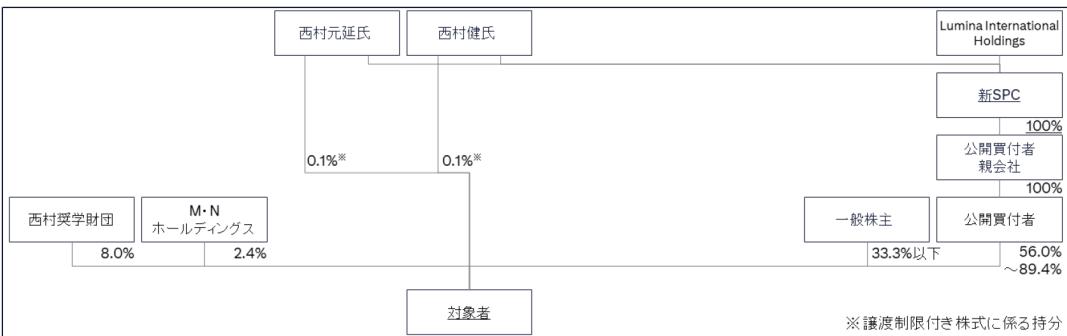
II. 本公司買付け成立後（2025年12月中旬）



III. 本再出資（応募合意株主）（2025年12月下旬～1月）（予定）



IV. 本再出資後（応募合意株主）（2025年12月下旬～1月）（予定）



V. 本スクイーズアウト手続後（2026年3月下旬）（予定）



VI. 本再出資（不応募合意株主）（2026年3月～4月）（予定）



VII. 本再出資後（不応募合意株主）（2026年3月～4月）（予定）



<中略>

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月19日付で、公開買付期間を2025年12月4日まで延長することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、本公開買付価格（1,960円）は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておりましたが、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況及び対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況やCI11らを含む一部の株主様から本公開買付価格が不十分であるとの指摘を受けていたことを踏まえ、公開買付者としてその状況や指摘を真摯に受け止め、本公開買付価格の引上げを検討いたしました。その過程で、公開買付者は、下記のCI11らやHibiki Path Advisors Pte. Ltd.との協議とは別に、対象者の株主である複数の主要な機関投資家とも協議を行っておりました。かかる協議において、当該機関投資家からは、総じて本取引の検討プロセスに瑕疵はない旨は理解しているものの、本公開買付価格の妥当性については市場株価の状況を踏まえると単純な判断は難しい旨の意見を示されておりました。そこで、このような主要な機関投資家とも対話を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの意義にご賛同いただきつつも、応募を躊躇されている株主の皆様にとっても、前向きに応募いただき、本公開買付けの成立可能性を高めるため、対象者とCVCファンドの投資先との間のシナジー効果を改めて検証するとともに、本取引のストラクチャーを変更（以下「本ストラクチャー変更」といいます。）することで、公開買付者として最大限出しうる公開買付価格を提示することとし、2025年11月27日付で、本公開買付価格を1,960円から2,520円とすること（以下「本買付価格変更」といいます。）を決定いたしました。

公開買付者は、2025年11月10日付で、本買付価格変更にあたり、本公開買付価格を最大化するために本ストラクチャー変更をしたい旨を西村家株主に申し入れ、西村家株主からこれに応じる旨の回答を得ました。本ストラクチャー変更は、本再出資後のLumina International Holdingsの新SPCに対する議決権割合を高めることによって、対象者の企業価値が想定どおりに向上した場合に、CVCファンドがより多くのリターンを得ることを可能とすることにより、本公開買付価格を最大化することを企図しております。その結果、公開買付者は、M・Nホールディングス及び西村奖学財団が本株式併合後も対象者の株主の地位を存続する従来のストラクチャーを変更し、本株式併合の効力発生後、公開買付者のみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本スケイズアウト手続を実施すること、及び本再出資にあたり、本A種優先株式引受、本普通株式引受及び本B種優先株式引受を実施することに向けた協議することを含む、2025年11月27日付の本取引基本契約の変更覚書（以下「本変更覚書（本取引基本契約）」といいます。）を締結いたしました。また、本ストラクチャー変更に伴い、Lumina International Holdingsは、同日付で、西村家株主との間で、本再出資後の議決権割合の変更を含む、本株主間契約の変更覚書（以下「本変更覚書（本株主間契約）」といいます。）を締結いたしました。本変更覚書（本取引基本契約）締結

後の本取引基本契約及び本変更覚書（本株主間契約）締結後の本株主間契約の内容は、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本取引基本契約」及び「② 本株主間契約」をご参照ください。

加えて、公開買付者は、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の経緯のとおり、対象者の株主である株式会社シティインデックスイレブンス（以下「CI11」といいます。）（2025年11月27日現在における所有株式数：100株、所有割合：0.00%）、野村紘氏（以下「野村氏」といいます。）（同年11月27日現在における所有株式数：4,502,300株、所有割合：9.97%）、株式会社シティインデックスファースト（以下「CIF」といいます。）（同年11月27日現在における所有株式数：4,495,600株、所有割合：9.96%）及び株式会社ATRA（以下「ATRA」といいます。）（同年11月27日現在における所有株式数：678,600株、所有割合：1.50%）（以下「応募合意株主（CI11ら）」と総称します。）との間で、2025年11月27日付で、公開買付者が本公開買付価格を2,520円以上に引き上げること及び公開買付期間を2025年12月18日まで延長することを条件として、応募合意株主（CI11ら）が同日時点でその所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：9,676,600株、所有割合の合計：21.44%）を本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約（CI11ら）」といいます。）を締結し、また、Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.（以下「応募合意株主（ひびき）」といいます。）との間で、2025年11月27日付で、(i)応募合意株主（ひびき）が同日時点でその所有する対象者株式の全て（所有株式数：2,496,700株、所有割合：5.53%）を本公開買付けに応募すること及び(ii)本公開買付けが成立し、その決済が行われることを前提条件として、応募合意株主（ひびき）が、公開買付者との間で別途合意される時期に、CVCファンドにより新規に組成され、対象者株式を間接的に保有するリミテッド・パートナーシップに対し、又は公開買付者の間接的な親会社となる香港法準拠の新会社若しくはLumina Group Holdings Limitedに対し25億円の出資（以下「ひびき再出資」といいます。）（注13）を行うことができる内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約（ひびき）」といいます。）を締結しました。本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）の概要につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「③ 本応募契約（CI11ら）」及び「④ 本応募契約（ひびき）」をご参照ください。

(注13) ひびき再出資の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同額（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定です。なお、ひびき再出資を受ける理由は、応募合意株主（ひびき）が、長期資金運用を前提とした機関投資家としての、投資先企業に対する財務政策や企業ガバナンス改善アドバイス等の中長期視点での経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVCとして当該知見に基づき非公開化後の対象者の企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものです。このように、ひびき再出資は、応募合意株主（ひびき）による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることからも、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。

さらに、公開買付者は、2025年11月27日付で、対象者に対して、提案書を提出し、同年11月27日付で本買付価格変更、公開買付期間の延長及び本ストラクチャー変更を行うこと、並びに応募合意株主（CI11ら）との間で本応募契約（CI11ら）を締結した事実及び応募合意株主（ひびき）との間で本応募契約（ひびき）を締結した事実を通知いたしました。

これらを受け、公開買付者は、本変更覚書（本取引基本契約）、本変更覚書（本株主間契約）、本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）を締結したこと並びに本買付価格変更に伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき必要となる公開買付期間を確保するとともに、本応募契約（CI11ら）締結の条件を満たすため、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月27日から起算して15営業日を経過した日に当たる2025年12月18日まで延長することといたしました。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月19日付で、公開買付期間を2025年12月4日まで延長することを決定いたしました。

<前略>

その後、公開買付者は、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月19日付で、公開買付期間を2025年12月4日まで延長することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、本公開買付価格（1,960円）は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておりましたが、本公開買付け開始後における対象者株式の市場株価の状況及び対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況やCI11らを含む一部の株主様から本公開買付価格が不十分であるとの指摘を受けていたことを踏まえ、公開買付者としてその状況や指摘を真摯に受け止め、本公開買付価格の引上げを検討いたしました。その過程で、公開買付者は、下記のCI11らやHibiki Path Advisors Pte. Ltd.との協議とは別に、対象者の株主である複数の主要な機関投資家とも協議を行っておりました。かかる協議において、当該機関投資家からは、総じて本取引の検討プロセスに瑕疵はない旨は理解しているものの、本公開買付価格の妥当性については市場株価の状況を踏まえると単純な判断は難しい旨の意見を示されておりました。そこで、このような主要な機関投資家とも対話を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの意義にご賛同いただきつつも、応募を躊躇されている株主の皆様にとっても、前向きに応募いただき、本公開買付けの成立可能性を高めるため、対象者とCVCファンドの投資先との間のシナジー効果を改めて検証するとともに、本ストラクチャー変更をすることで、公開買付者として最大限出しうる公開買付価格を提示することとし、2025年11月27日付で、本買付価格変更を決定いたしました。

公開買付者は、2025年11月10日付で、本買付価格変更にあたり、本公開買付価格を最大化するために本ストラクチャー変更をすることを西村家株主に申し入れ、西村家株主からこれに応じる旨の回答を得ました。本ストラクチャー変更は、本再出資後のLumina International Holdingsの新SPCに対する議決権割合を高めることによって、対象者の企業価値が想定どおりに向上した場合に、CVCファンドがより多くのリターンを得ることを可能とすることにより、本公開買付価格を最大化することを企図しております。その結果、公開買付者は、M・Nホールディングス及び西村奨学財団が本株式併合後も対象者の株主の地位を存続する従来のストラクチャーを変更し、本株式併合の効力発生後、公開買付者のみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本スクイーズアウト手続を実施すること、及び本再出資にあたり、本A種優先株式引受、本普通株式引受及び本B種優先株式引受を実施することに向けて協議することを含む、2025年11月27日付の本変更覚書（本取引基本契約）を締結いたしました。また、本ストラクチャー変更に伴い、Lumina International Holdingsは、同日付で、西村家株主との間で、本再出資後の議決権割合の変更を含む、本変更覚書（本株主間契約）を締結いたしました。本変更覚書（本取引基本契約）締結後の本取引基本契約及び本変更覚書（本株主間契約）締結後の本株主間契約の内容は、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本取引基本契約」及び「② 本株主間契約」をご参照ください。

また、公開買付者は、応募合意株主（CI11ら）が2025年9月24日付で対象者株式に係る大量保有報告書を提出し、その後も対象者株式の買増しを継続し、同大量保有報告書の変更報告書を複数回提出している状況に鑑み、2025年10月上旬以降、応募合意株主（CI11ら）との間で、その考え方を確認すべく協議を行いました。かかる協議において、応募合意株主（CI11ら）からは、本公開買付価格（1,960円）は著しく割安であると考えており、それを主導した西村家株主及び賛同・応募推奨の決議をした対象者取締役会を問題視しており、(a)他の買収候補者の有無を確認するためのオープンビッド（複数の買い手候補に情報提供を行い、広く提案を募る入札（ビッド）プロセスをいいます。以下同じです。）を行うか、(b)オープンビッドを実施した場合に想定される公開買付価格まで引き上げるか、又は(c)上場を維持し株主価値の最大化を図るかの3点のいずれかを実施すべき旨の考えを対象者に伝えていると述べられ、当該時点において本公開買付けに応募する意向はない旨の考えが述べられておりましたが、公開買付者は、上記のとおり、本公開買付価格の変更を検討することとしたことに伴い、応募合意株主（CI11ら）に対して改めて本公開買付けへの応募を打診することとしました。そこで、公開買付者は、2025年11月10日、本公開買付価格の変更を行うことを前提に、応募合意株主（CI11ら）に対して応募契約の締結の打診を行い、応募契約の内容について具体的な協議を行いました。当該協議において、公開買付者は、応募合意株主（CI11ら）より、2025年11月4日付対象者プレスリリースに記載のとおり、対象者において、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施する旨が公表されたことを踏まえて、公開買付者においても、少数株主の利益に資する最大限の価格を改めて提示すること、及び買収提案の期間を確保するため、公開買付期間を延長することの要請を受け、また、公開買付者を上回る価格の買収提案がなされた場合は、応募合意株主（CI11ら）は、当該提案を精査し、少数株主の利益確保に向けた行動を取る旨の意向を示されました。その結果、2025年11月27日、公開買付者は、応募合意株主（CI11ら）との間で、公開買付者が、本公開買付価格を応募合意株主（CI11ら）が少数株主の利益に資すると考える2,520円以上に引き上げること及び公開買付期間を2025年12月18日まで延長することを条件として、応募合

意株主（CI11ら）が同日時点でその所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：9,676,600株、所有割合の合計：21.44%）を本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約（CI11ら）の内容について合意に至ったことから、同日付で本応募契約（CI11ら）を締結いたしました。また、公開買付者は、応募合意株主（ひびき）が2025年9月15日付で対象者に対して「MBO実施に係るご質問状のご送付について」を提出したことが同月16日付で応募合意株主（ひびき）より公表された状況及び対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しに鑑み、2025年10月下旬以降、応募合意株主（ひびき）との間で、その考えを確認すべく協議を行いました。公開買付者は、2025年11月6日、応募合意株主（ひびき）に対して応募契約の締結の打診を行い、応募契約の内容について具体的な協議を行いました。その後、公開買付者は、応募合意株主（ひびき）との間で本応募契約（ひびき）の条件に係る交渉を継続し、2025年11月27日、公開買付者は、応募合意株主（ひびき）との間で、(i)応募合意株主（ひびき）が同日時点でその所有する対象者株式の全て（所有株式数：2,496,700株、所有割合：5.53%）を本公開買付けに応募すること及び(ii)ひびき再出資を行うことを内容とする本応募契約（ひびき）の内容について合意に至ったことから、同日付で本応募契約（ひびき）を締結いたしました。本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）の概要につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「③ 本応募契約（CI11ら）」及び「④ 本応募契約（ひびき）」をご参照ください。

さらに、公開買付者は、2025年11月27日付で、対象者に対して、提案書を提出し、同年11月27日付で本買付価格変更、公開買付期間の延長及び本ストラクチャー変更を行うこと、並びに応募合意株主（CI11ら）との間で本応募契約（CI11ら）を締結した事実及び応募合意株主（ひびき）との間で本応募契約（ひびき）を締結した事実を通知いたしました。

これらを受け、公開買付者は、本変更覚書（本取引基本契約）、本変更覚書（本株主間契約）、本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）を締結したこと並びに本買付価格変更に伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき必要となる公開買付期間を確保するとともに、本応募契約（CI11ら）締結の条件を満たすため、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月27日から起算して15営業日を経過した日に当たる2025年12月18日まで延長することといたしました。

(3) 本公開買付け後の経営方針

(訂正前)

<前略>

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、西村元延氏及び西村健氏は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定です。Lumina International Holdingsは、2025年9月10日付で、西村家株主との間で、本取引後の対象者の運営及び本再出資等後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結しております。本株主間契約の詳細につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「② 本株主間契約」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、西村元延氏及び西村健氏は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定です。Lumina International Holdingsは、2025年9月10日付で、西村家株主との間で、本取引後の対象者の運営及び本再出資等後の新SPCの株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約（本変更覚書（本株主間契約）による修正を含みます。以下「本株主間契約」といいます。）を締結しております。本株主間契約の詳細につきましては、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「② 本株主間契約」をご参照ください。

<後略>

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

(訂正前)

① 本取引基本契約

公開買付者は、2025年9月10日付で、西村家株主との間で本取引基本契約を締結し、①応募合意株主が、応募合意株式（所有株式の合計：939,790株（注1）、所有割合：2.08%）について本公開買付けに応募する旨、並びに②不応募合意株主が、不応募合意株式（所有株式の合計：4,670,000株、所有割合：10.35%）について本公開買付けに応募しない旨、及び本臨時株主総会において、不応募合意株式に関して、本株式併合に関する議案に不応募合意株主が賛成する旨の合意をしております。なお、本取引基本契約において、応募合意株主の本公開

買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本取引基本契約及び本株主間契約を除いて、公開買付者と西村家株主との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公司開買付価格の支払を除き、応募合意株主に対して本公司開買付けへの応募に際して付与される利益はありません。

<中略>

- c) 公開買付者は、本取引基本契約の締結後実務上合理的な範囲で速やかに、ベトナムの競争法に係るクリアランスの取得を完了するよう、商業上合理的な範囲で最大限努力するものとされています。
- d) 西村家株主は、本取引基本契約に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しないものとされています。
- e) 本公司開買付けが成立し、その決済が行われたときにおいて、対象者において本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合、応募合意株主は、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii)公開買付者の指示に従って議決権を行使するものとされています。応募合意株主は、上記(i)の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与するに必要な委任状その他の書類に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、応募合意株主はかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回してはならず、上記(ii)の場合、当該株主総会における自らが保有する対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使を、公開買付者の指示に従って行い、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。
- f) 西村家株主は、本取引基本契約に明示的に定める事項を除き、本取引基本契約の締結日から株式併合（本株式併合の効力発生後に多数保有株主が存在しない場合は、本株式併合を、本株式併合の効力発生後に多数保有株主が存在する場合は、第2回株式併合を意味します。）の効力発生日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合において、(i) 剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii) 本公司開買付け又は本スクイーズアウト手続を阻害する可能性がある株主提案に係る議案、及び(iii) 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- g) 本公司開買付けの成立を前提条件として、西村家株主は、本決済開始日後、本スクイーズアウト手続に協力するものとされています。本公司開買付けの決済開始後に公開買付者が要請する、本臨時株主総会において、西村家株主は、対象者の株主として、その保有する対象者株式に係る議決権の行使として、本株式併合に関する議案に賛成するものとされています。
- h) 本株式併合後において、多数保有株主が存在する場合には、公開買付者及び不応募合意株主は、本スクイーズアウト手続の一環として、本貸株を行った上で、第2回株式併合を行うことを含む、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするための手続を実施するものとされています。本貸株が行われた場合、不応募合意株主及び公開買付者は、第2回株式併合の効力発生後、対象者をして、公開買付者が別途指定する基準日及び割合をもって、対象者株式の分割（以下「本株式分割」といいます。）を行わせ、本株式分割に必要な手続に最大限協力するものとされ、また、不応募合意株主及び公開買付者は、本株式分割の効力発生後実務上可能な限り速やかに、本貸株を解消し、本貸株により貸し出された対象者株式と実質的に同等の価値となる数の対象者株式を貸主に返還するものとされています。
- i) 西村家株主及び公開買付者は、本スクイーズアウト手続の完了後、実務上合理的に可能な限り速やかに、本合併を実施するために相互に合理的な協力をを行うものとされています。
- j) 西村家株主及び公開買付者は、本スクイーズアウト手続の完了後、実務上合理的に可能な限り速やかに、本合併の効力発生を前提条件として、本株式交換を実施するために相互に協力をを行うものとされています。
- k) 本株式交換の効力発生を前提条件として、応募合意株主は、実務上可能な限り速やかに、公開買付者親会社との間でそれぞれ公開買付者が別途指定する様式及び内容の株式引受契約を締結し、公開買付者親会社に出資し、公開買付者親会社の普通株式を引き受けるものとされています。

その他、本取引基本契約においては、(i)相手方当事者（西村家株主にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては西村家株主を指します。以下、本①の「相手方当事者」の記載において同じです。）につき、本取引基本契約に定める表明及び保証（注2）の重大な違反があった場合、(ii)相手方当事者につき、本取引基本契約に基づく義務の重大な違反があった場合、(iii)自らの責めに帰すべからざる事由により本公司開買付けが2025年11月15日までに開始されない場合が解除事由として規定されております。また、(i)公開買付者が本公司開買付けを撤回した場合、(ii)本公司開買付けが不成立となった場合、又は(iii)西村家株主及び公開買付者が本取引基本契約を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として規定されております。

<中略>

② 本株主間契約

Lumina International Holdingsは、2025年9月10日付で、西村家株主との間で、本取引後の対象者の運営及び本再出資等後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する以下の内容を含む本株主間契約を締結しております。

- a) 対象者の取締役の員数は10名以上15名以内とし、Lumina International Holdingsは、西村家株主の指名する取締役の人数（ただし、最大5名とします。）に2を乗じた数の範囲内で取締役を指名する権利を有するものとされています。
- b) 対象者又は公開買付者親会社が、本株主間契約で定める事項（株主の議決権所有割合に影響を及ぼす事項、定款等の変更、組織再編、解散・清算に関する事項等）について決定する場合には、西村家株主及びLumina International Holdingsの事前承諾がなければならないとされています。
- c) 西村家株主及びLumina International Holdingsは、本スケイズアウト手続の効力発生日から3年以内の公開買付者親会社に係る上場の実施を目指すことを基本方針とすることを相互に確認しています。
- d) 西村家株主及びLumina International Holdingsが保有する公開買付者親会社の株式について、本株式併合の効力発生日から3年を経過する日までの間、相手方当事者の事前の同意なく、第三者に対して譲渡してはならないものとされています。ただし、対象者の2028年3月期以降の事業年度において、対象者の業績が一定の指標を下回った場合には、西村家株主及びLumina International Holdingsはその保有する公開買付者親会社の株式を譲渡することができるものとされています。
- e) 西村家株主又はLumina International Holdingsが、その保有する公開買付者親会社の株式の全部を譲渡する場合には、相手方当事者は、譲渡対象となる公開買付者親会社の株式の買取りを申し込むことができる（かかる権利を、以下「買取申込権」といいます。）ものとされています。
- f) Lumina International Holdingsが譲渡人となる場合において、西村家株主が買取申込権を行使しなかったときは、西村家株主は、Lumina International Holdingsに対して、自らが保有する公開買付者親会社の株式を実質的に同一の条件で第三者に売却するよう請求することができ（タグアロング権）、Lumina International Holdingsは、西村家株主に対して、西村家株主が保有する公開買付者親会社の株式を実質的に同一の条件で第三者に売却するよう請求することができる（ドラッグアロング権）旨、それぞれ規定されています。
- g) 西村家株主及びLumina International Holdingsは、相手方当事者に一定の事由（本株主間契約の重要な点の違反・倒産手続の開始・信用不安事由・支配権の変動等）が生じた場合には、相手方当事者に対して、プレミアム価格で自己が保有する公開買付者親会社の株式を買い取ることを請求することができ（プット・オプション）、又は、ディスカウント価格で自己が保有する公開買付者親会社の株式を売り渡すよう請求することができる（コール・オプション）旨、それぞれ規定されています。

（訂正後）

① 本取引基本契約

公開買付者は、2025年9月10日付で、西村家株主との間で本取引基本契約（2025年11月27日付の本変更覚書（本取引基本契約）による修正を含みます。）を締結し、①応募合意株主が、応募合意株式（所有株式の合計：939,790株（注1）、所有割合：2.08%）について本公開買付けに応募する旨、並びに②不応募合意株主が、不応募合意株式（所有株式の合計：4,670,000株、所有割合：10.35%）について本公開買付けに応募しない旨、及び本臨時株主総会において、不応募合意株式に関して、本株式併合に関連する議案に不応募合意株主が賛成する旨の合意をしております。なお、本取引基本契約において、応募合意株主の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本取引基本契約及び本株主間契約を除いて、公開買付者と西村家株主との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、応募合意株主に対して本公開買付けへの応募に際して付与される利益はありません。

＜中略＞

- c) 西村家株主は、本取引基本契約に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、対象者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しないものとされています。
- d) 本公開買付けが成立し、その決済が行われたときにおいて、対象者において本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合、応募合意株主は、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii)公開買付者の指示に従って議決権を行使するものとされています。応募合意株主は、上記(i)の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与するのに必要な委任状その他の書類に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、応募合意株主はかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回してはならず、上記(ii)の場合、当該株主総会における自らが保有する対象者株式に係る議決権その他的一切の権利行使を、公

開買付者の指示に従って行い、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

- e) 西村家株主は、本取引基本契約に明示的に定める事項を除き、本取引基本契約の締結日から本株式併合の効力発生日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合において、(i) 剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii) 株主提案に係る議案、及び(iii) 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- f) 公開買付者は、本公開買付けが成立し、その決済が行われることを前提条件として、実務上合理的に可能な限り速やかに、Lumina International Holdings及び公開買付者親会社をして、公開買付者親会社を株式移転完全子会社とする株式移転（以下「本株式移転」といいます。また、本株式移転により設立される予定の株式移転完全親会社を「新SPC」といいます。）を実施させるものとされています。
- g) 本株式移転の効力発生を前提条件として、応募合意株主は、実務上可能な限り速やかに、公開買付者との間で、本取引基本契約及び本株主間契約の趣旨に従い、合意をした条件に従い、それぞれ新SPCに対して出資を行い、新SPCの本普通株式、本A種優先株式及び本B種優先株式を引き受け、又はLumina International Holdingsから新SPCの本普通株式、本A種優先株式及び本B種優先株式を譲り受ける等の方法により、新SPCに対して再出資等を行うものとされています。但し、当該再出資等の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、実質的に本公開買付価格と同額とするものとされ、また、当該再出資等により交付される新SPCの本普通株式、本A種優先株式及び本B種優先株式の経済的価値は出資金額に応じてそれぞれ実質的に同一となるようにするものとされています。
- h) 上記g) の再出資等の完了を前提条件として、西村家株主は、本決済開始日後、本スケイズアウト手続に協力するものとされています。本公開買付けの決済開始後に公開買付者が要請する、本臨時株主総会において、西村家株主は、対象者の株主として、その保有する対象者株式に係る議決権の行使として、本株式併合に関する議案に賛成するものとされています。
- i) 本株式併合の効力発生を前提条件として、不応募合意株主は、実務上可能な限り速やかに、公開買付者との間で、本取引基本契約及び本株主間契約の趣旨に従い協議の上、合意をした条件に従い、それぞれ新SPCに出資し、新SPCの本普通株式又は本A種優先株式及び本B種優先株式を引き受け、又はLumina International Holdingsから新SPCの本普通株式又は、本A種優先株式及び本B種優先株式を譲り受ける等の方法により、新SPCに対して再出資等を行うものとされています。但し、当該再出資の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、実質的に本公開買付価格と同額とするものとされ、また、当該再出資により交付される新SPCの本普通株式、本A種優先株式及び本B種優先株式の経済的価値は出資金額に応じてそれぞれ実質的に同一となるようにするものとされております。

その他、本取引基本契約においては、(i) 相手方当事者（西村家株主にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては西村家株主を指します。以下、本①の「相手方当事者」の記載において同じです。）につき、本取引基本契約に定める表明及び保証（注2）の重大な違反があった場合、(ii) 相手方当事者につき、本取引基本契約に基づく義務の重大な違反があった場合が解除事由として規定されております。また、(i) 公開買付者が本公開買付けを撤回した場合、(ii) 本公開買付けが不成立となった場合、又は(iii) 西村家株主及び公開買付者が本取引基本契約を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として規定されております。

＜中略＞

② 本株主間契約

Lumina International Holdingsは、2025年9月10日付で、西村家株主との間で、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の新SPCの株式の取扱いに関する以下の内容を含む本株主間契約（2025年11月27日付の本変更覚書（本株主間契約）による修正を含みます。）を締結しております。

- a) 対象者の取締役の員数は10名以上15名以内とし、Lumina International Holdingsは、西村家株主の指名する取締役の人数（ただし、最大5名とします。）に2を乗じた数の範囲内で取締役を指名する権利を有するものとされています。
- b) 新SPCが、本株主間契約で定める事項（株主の議決権所有割合に影響を及ぼす事項、定款等の変更、組織再編、解散・清算に関する事項等）について決定する場合には、西村家株主及びLumina International Holdingsの事前承諾がなければならないとされています。
- c) 西村家株主及びLumina International Holdingsは、本株式併合の効力発生日から3年以内の新SPCに係る上場の実施を目指すことを基本方針とすることを相互に確認しています。
- d) 西村家株主及びLumina International Holdingsが保有する新SPCの株式について、本株式併合の効力発生日

から3年を経過するまでの間、相手方当事者の事前の同意なく、第三者に対して譲渡してはならないものとされています。ただし、対象者の2028年3月期以降の事業年度において、対象者の業績が一定の指標を下回った場合には、西村家株主及びLumina International Holdingsはその保有する新SPCの株式を譲渡することができるものとされています。

- e) 西村家株主又はLumina International Holdingsが、その保有する新SPCの株式の全部を譲渡する場合には、相手方当事者は、譲渡対象となる新SPCの株式の買取りを申し込むことができる（かかる権利を、以下「買取申込権」といいます。）ものとされています。
- f) Lumina International Holdingsが譲渡人となる場合において、西村家株主が買取申込権を行使しなかったときは、西村家株主は、Lumina International Holdingsに対して、自らが保有する新SPCの株式を実質的に同一の条件で第三者に売却するよう請求することができ（タグアロング権）、Lumina International Holdingsは、西村家株主に対して、西村家株主が保有する新SPCの株式を実質的に同一の条件で第三者に売却するよう請求することができる（ドラッグアロング権）旨、それぞれ規定されています。
- g) 西村家株主及びLumina International Holdingsは、相手方当事者に一定の事由（本株主間契約の重要な点の違反・倒産手続の開始・信用不安事由・支配権の変動等）が生じた場合には、相手方当事者に対して、プレミアム価格で自己が保有する新SPCの株式を買い取ることを請求することができ（プット・オプション）、又は、ディスカウント価格で自己が保有する新SPCの株式を売り渡すよう請求することができる（コール・オプション）旨、それぞれ規定されています。

③ 本応募契約（CI11ら）

公開買付者は、2025年11月27日付で、応募合意株主（CI11ら）との間で本応募契約（CI11ら）を締結し、応募合意株主（CI11ら）が、応募合意株式（CI11ら）（所有株式の合計：9,676,600、所有割合：21.44%）について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約（CI11ら）を除いて、公開買付者と応募合意株主（CI11ら）との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、応募合意株主（CI11ら）に対して本公開買付けへの応募に際して付与される利益はありません。

- a) 応募合意株主（CI11ら）は公開買付者が本公開買付価格を2,520円以上に変更すること及び公開買付期間を2025年12月18日まで延長することを条件として、所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募し、かつ、応募後、応募を撤回せず、応募により成立する買付等に係る契約を解除しないものとされています。
- b) 応募合意株主（CI11ら）は、本応募契約（CI11ら）において別途明示的に規定される場合を除き、自らが保有する対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含みますが、これに限られません。ただし、証券会社に対する代用担保の差入れを除きます。）を行わないものとされています。ただし、応募合意株主（CI11ら）間における対象者株式の譲渡はこの限りではありません。ただし、本公開買付けの終了日までの間に、対抗提案（公開買付者以外の者からの対象者又は応募合意株主（CI11ら）に対する対象者株式の全部の取得に関する真摯な内容の提案（法的拘束力の有無を問わず、また、初期的な提案を含みます。）であって、1株当たりの公開買付価格が本公開買付価格を上回ることを内容とするものをいいます。以下同じです。）が公表（法167条4項に定める公表がなされたこと、又は、対象者が適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて対抗提案の内容及び条件を公衆の縦覧に供したこと意味を有します。）されたときは、応募合意株主（CI11ら）は、応募合意株式（CI11ら）の全部又は一部につき、本公開買付けに応募せず、又は本公開買付けへの応募の結果成立した応募合意株式（CI11ら）の買付けに係る契約を解除することができるものとされています。
- c) 本公開買付けが成立し、その決済が行われたときにおいて、対象者において本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合、応募合意株主（CI11ら）は、公開買付者の選択に従い、(i) 公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii) 公開買付者の指示に従って議決権を行使するものとされています。応募合意株主（CI11ら）は、上記(i)の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与するのに必要な委任状その他の書類に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、応募合意株主（CI11ら）はかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回してはならず、上記(ii)の場合、当該株主総会における自らが保有する対象者株式に係る議決権その他一切の権利行使を、公開買付者の指示に従って行い、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。
- d) 応募合意株主（CI11ら）は、本応募契約（CI11ら）に明示的に定める事項を除き、本応募契約（CI11ら）の締結日から本決済開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合において、(i) 剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii) 株主提案に係る議案、及び(iii) 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。

その他、本応募契約（CI11ら）においては、（i）相手方当事者（応募合意株主（CI11ら））にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては応募合意株主（CI11ら）を指します。以下、本③の「相手方当事者」の記載において同じです。）につき、本応募契約（CI11ら）に定める表明及び保証（注1）の重大な違反があった場合、（ii）相手方当事者につき、本応募契約（CI11ら）に基づく義務の重大な違反があった場合が解除事由として規定されております。また、（i）公開買付者が本公開買付けを撤回した場合、（ii）本公開買付けが不成立となった場合、（iii）本公開買付けが成立し、本決済開始日において本公開買付けに係る決済が完了した場合、（iv）公開買付者が本応募契約（CI11ら）締結後3営業日以内に本公開買付価格を2,520円以上に変更しなかつた場合若しくは公開買付期間を2025年12月18日まで延長しなかつた場合又は（v）応募合意株主（CI11ら）及び公開買付者が本応募契約（CI11ら）を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として規定されております。

（注1） 本応募契約（CI11ら）において、CI11、CIF及びATRAは、公開買付者に対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在、⑧反収賄等及び⑨株式に対する権利について、野村氏は、公開買付者に対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行並びに強制執行可能性、③許認可等の取得、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産手続等の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等及び⑧株式に対する権利について、表明及び保証を行っております。

④ 本応募契約（ひびき）

公開買付者は、2025年11月27日付で、応募合意株主（ひびき）との間で本応募契約（ひびき）を締結し、応募合意株主（ひびき）が、応募合意株式（ひびき）（所有株式の合計：2,496,700、所有割合：5.53%）について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約（ひびき）を除いて、公開買付者と応募合意株主（ひびき）との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、応募合意株主（ひびき）に対して本公開買付けへの応募に際して付与される利益はありません。

a) 応募合意株主（ひびき）は投資権限を有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募し、かつ、応募後、応募を撤回せず、応募により成立する買付等に係る契約を解除しないものとされています。

b) 応募合意株主（ひびき）は、本応募契約（ひびき）において別途明示的に規定される場合を除き、自らが保有する対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含みますが、これに限られません。）を行わないものとされています。また、応募合意株主（ひびき）は、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約（ひびき）で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限りません。）を行わず、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされています。ただし、本公開買付けの終了日の5営業日前までの間に、公開買付者以外の第三者による対象者株式を対象とした公開買付け（但し、対象者株式の非公開化を目的とし、買付予定数の上限を定めず、かつ、成立した場合に対象者株式の非公開化を確実に実現できるような買付予定数の下限を定めたものであることを要し、また、当該公開買付けに係る対象者株式の買付価格が本公開買付価格を一定程度上回るものであることを要します。以下「適格対抗買付け」といいます。）が開始された場合、応募合意株主（ひびき）は公開買付者に対して対応について誠実に協議するための申入れをすることができるものとされています。ただし、（i）応募合意株主（ひびき）が公開買付者に対してかかる申入れの通知をした後10営業日が経過した日、又は（ii）本公開買付けの終了日の前営業日のうちいちばん早い方の日までに、かかる協議が整わなかった場合、応募合意株主（ひびき）は、適格対抗買付けに係る対象者株式の買付価格が本公開買付価格を上回っており、かつ、本応募契約（ひびき）に定める自らの義務に違反がない場合に限り、応募合意株式（ひびき）の全部又は一部につき、本公開買付けに応募せず、又は本公開買付けへの応募の結果成立した応募合意株式（ひびき）の買付けに係る契約を解除するとともに、適格対抗買付けに応じることができるものとされています。

c) 本公開買付けが成立し、その決済が行われたときにおいて、対象者において本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合、応募合意株主（ひびき）は、公開買付者の選択に従い、（i）公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は（ii）公開買付者の指示に従って議決権行使するものとされています。応募合意株主（ひびき）は、上記（i）の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与するのに必要な委任状その他の書類に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、応募合意株主（ひびき）はかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回してはならず、上記（ii）の場合、当該株主総会における自らが保有する対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使を、公開買付者の指示に従って行い、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

- d) 応募合意株主（ひびき）は、本応募契約（ひびき）に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、対象者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、議題提案権（会社法第303条第1項及び第2項）及び議案提案権（会社法第304条、同法第305条第1項）その他の株主権行使しないものとされています。
- e) 応募合意株主（ひびき）は、本応募契約（ひびき）に明示的に定める事項を除き、本応募契約（ひびき）の締結日から本決済開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合において、(i) 剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii) 株主提案に係る議案、及び(iii) 可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。
- f) 本公司公開買付けが成立し、その決済が行われることを前提条件として、応募合意株主（ひびき）は、公開買付者との間で別途合意される時期に、ひびき再出資を行うことができるものとされています。ひびき再出資に係るその他の条件は、公開買付者及び応募合意株主（ひびき）が誠実に協議の上で、合意するものとされています。ひびき再出資における応募合意株主（ひびき）の出資額は、25億円とし、また、ひびき再出資の対価を決定する前提となる対象者株式の評価額は、実質的に本公司公開買付価格と同額とするものとされています。

その他、本応募契約（ひびき）においては、(i) 相手方当事者（応募合意株主（ひびき））にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては応募合意株主（ひびき）を指します。以下、本④の「相手方当事者」の記載において同じです。) につき、本応募契約（ひびき）に定める表明及び保証（注）の重大な違反があった場合、(ii) 相手方当事者につき、本応募契約（ひびき）に基づく義務の重大な違反があった場合が解除事由として規定されています。また、(i) 公開買付者が本公司公開買付けを撤回した場合、(ii) 本公司公開買付けが不成立となった場合、(iii) 応募合意株主（ひびき）及び公開買付者が本応募契約（ひびき）を終了させる旨書面で合意した場合が終了事由として規定されております。

（注） 本応募契約（ひびき）において、応募合意株主（ひびき）は、公開買付者に対して、① 設立及び存続、② 契約の締結及び履行、③ 強制執行可能性、④ 許認可等の取得、⑤ 法令等との抵触の不存在、⑥ 倒産手続等の不存在、⑦ 反社会的勢力等との取引の不存在、⑧ 反収賄等及び⑨ 株式に対する権利について、表明及び保証を行っております。

（5）本公司公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

（訂正前）

＜前略＞

具体的には、公開買付者は、本公司公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公司公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年2月上旬頃を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公司公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）に交付される金銭の額が、本公司公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び不応募合意株主のみが対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公司公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です（注1）。対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公司公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

（注1） 本株式併合後において、多数保有株主が存在する場合は、対象者において有価証券報告書提出義務の免

除を受けた後、公開買付者及び不応募合意株主は、本スクリーズアウト手続の一環として、本貸株を行った上で、第2回株式併合を行うことを含む、対象者の株主を公開買付者及び不応募合意株主のみとするための手続を実施することを予定しております。なお、第2回株式併合においては、多数保有株主に交付される金銭の額が、本公司開買付価格に当該多数保有株主が所有していた対象者株式の数（ただし、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づく形式的な調整を行う予定です。また、本株式併合により端数となった部分を除きます。）を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公司開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。上記のとおり、本株式併合においては、本公司開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことになる予定です。

上記の手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公司開買付けが成立した場合には、本公司開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様に交付される金銭の額については、本公司開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公司開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公司開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年2月旬頃を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公司開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公司開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者のみが対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公司開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公司開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公司開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。上記のとおり、本株式併合においては、本公司開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きま

す。) の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことになる予定です。

上記の手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年9月26日（金曜日）から2025年12月 <u>4</u> 日（木曜日）まで（47営業日）
公告日	2025年9月26日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年9月26日（金曜日）から2025年12月 <u>18</u> 日（木曜日）まで（57営業日）
公告日	2025年9月26日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式 1 株につき、金1,960円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示した財務情報等の資料、対象者に対して2025年5月下旬から7月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(1,503円)並びに同日までの過去1ヶ月、同過去3ヶ月及び同過去6ヶ月の終値単純平均値(1,436円、1,422円及び1,378円)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者との協議・交渉の結果、対象者取締役会及び本特別委員会による本公開買付けへの賛同及び株主の皆様への応募推奨の可否並びに本公開買付けの成立の見通しも考慮し、最終的に2025年9月10日に本公開買付価格を1,960円とすることを決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格である1,960円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,503円に対して30.41%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,436円に対して36.49%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,422円に対して37.83%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,378円に対して42.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格である1,960円は、本書提出日の前営業日である2025年9月25日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,257円に対して13.16%のディスカウントを行った価格となります。</p> <p>なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本公開買付価格を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定</p> <p>公開買付者は、本公開買付けにおいて、25,285,200株(所有割合: 56.02%)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限(25,285,200株、所有割合: 56.02%)は、本基準株式数(45,137,222株)から応募合意株主の所有株式数の合計(1,033,090株)及び不応募合意株式数(4,670,000株)を控除した株式数(39,434,132株)の過半数に相当する株式数(19,717,067株、所有割合: 43.68%)に、応募合意株式数(939,790株)を加算した株式数(20,656,857株)を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなります。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。</p>

⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い47営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

<後略>

(訂正後)

株券	普通株式 1 株につき、金2,520円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>公開買付者は、<u>本買付価格変更前の</u>本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示した財務情報等の資料、対象者に対して2025年5月下旬から7月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(1,503円)並びに同日までの過去1ヶ月、同過去3ヶ月及び同過去6ヶ月の終値単純平均値(1,436円、1,422円及び1,378円)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者との協議・交渉の結果、対象者取締役会及び本特別委員会による本公開買付けへの賛同及び株主の皆様への応募推奨の可否並びに本公開買付けの成立の見通しも考慮し、最終的に2025年9月10日に<u>本買付価格変更前の</u>本公開買付価格を1,960円とすることを決定いたしました。</p> <p><u>本買付価格変更前の</u>本公開買付価格である1,960円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,503円に対して30.41%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,436円に対して36.49%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,422円に対して37.83%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,378円に対して42.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、<u>本買付価格変更前の</u>本公開買付価格である1,960円は、本書提出日の前営業日である2025年9月25日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,257円に対して13.16%のディスカウントを行った価格となります。</p> <p>また、公開買付者は、<u>本買付価格変更前の</u>本公開買付価格(1,960円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておきましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本買付価格変前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年11月27日付で、本買付価格変更を決定いたしました。</p> <p><u>本買付価格変更後の</u>本公開買付価格である2,520円は、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2025年9月9日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,503円に対して67.66%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,436円に対して75.49%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,422円に対して77.22%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,378円に対して82.87%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(2,520円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。</p>

	<p>なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本買付価格変更前の本公開買付価格を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載の本買付価格変更の経緯を踏まえて、本買付価格変更後の本公開買付価格を決定したものであり、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定</p> <p>公開買付者は、本公開買付けにおいて、25,285,200株（所有割合：56.02%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限（25,285,200株、所有割合：56.02%）は、本基準株式数（45,137,222株）から応募合意株主の所有株式数の合計（1,033,090株）及び不応募合意株式数（4,670,000株）並びに応募合意株式（ひびき）（2,496,700株）を控除した株式数（36,937,432株）の過半数に相当する株式数（18,468,717株、所有割合：40.92%）に、応募合意株式数（939,790株）及び応募合意株式（ひびき）（2,496,700株）を加算した株式数（21,905,207株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなります（なお、応募合意株主（CI11ら）は、公開買付者と利害関係を有しない独立した投資者であるところ、本応募契約（CI11ら）は、独立した当事者間で行われた真摯な協議・交渉に基づき締結されたものであり、また、西村家株主及び応募合意株主（ひびき）と異なり再出資を予定しているものでもないことから、本応募契約（CI11ら）の締結の事実により、応募合意株主（CI11ら）が、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」条件の判断における、公開買付者と利害関係を有する対象者の株主に該当することになるものではないと考えております。）。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。</p> <p>⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い57営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p>

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	404,672
a のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
b のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2025年 <u>9月26日</u> 現在）（個）(d)	—
d のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年 <u>9月26日</u> 現在）（個）(g)	57,030
g のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
h のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（2025年 <u>3月31日</u> 現在）（個）(j)	450,912
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j) (%)	89.65
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

<後略>

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	404,672
a のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
b のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2025年 <u>11月27日</u> 現在）（個）(d)	—
d のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年 <u>11月27日</u> 現在）（個）(g)	81,997
g のうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
h のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（2025年 <u>3月31日</u> 現在）（個）(j)	450,912
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a/j) (%)	89.65
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

<後略>

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金（円）(a)	79,315,755,120
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料（円）(b)	260,000,000
その他（円）(c)	40,000,000
合計（円）(a)+(b)+(c)	79,615,755,120

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数（40,467,222株）に、本公開買付価格（1,960円）を乗じた金額を記載しております。

<後略>

(訂正後)

買付代金（円）(a)	101,977,399,440
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料（円）(b)	260,000,000
その他（円）(c)	40,000,000
合計（円）(a)+(b)+(c)	102,277,399,440

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数（40,467,222株）に、本公開買付価格（2,520円）を乗じた金額を記載しております。

<後略>

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割弁済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年(期限一括弁済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (3) ブリッジローン 借入期間: 12ヶ月(期限一括弁済) 金利 : 年利0.25% 担保 : 対象者株式等	(1) タームローンA 10,000,000 (2) タームローンB 30,000,000 (3) ブリッジローン <u>13,000,000</u>
計(b)				53,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、530億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年11月19日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割弁済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年(期限一括弁済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (3) ブリッジローン 借入期間: 12ヶ月(期限一括弁済) 金利 : 年利0.25% 担保 : 対象者株式等	(1) タームローンA 10,000,000 (2) タームローンB 30,000,000 (3) ブリッジローン <u>20,000,000</u>
計(b)				60,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、600億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年11月27日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

④【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額(千円)
公開買付者親会社による出資	27,000,000
計(d)	27,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2025年9月25日付で、公開買付者親会社より、公開買付者に対して270億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。公開買付者親会社は、2025年9月25日付で、Lumina International Holdingsより、公開買付者親会社に対して270億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。Lumina International Holdingsは、2025年9月25日付で、Lumina Group Holdings Limitedより、Lumina International Holdingsに対して270億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。Lumina Group Holdings Limitedは、2025年9月25日付で、M.G. Group Holdings Limitedより、Lumina Group Holdings Limitedに対して、270億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。M.G. Group Holdings Limitedは、2025年9月25日付で、CVC Capital Partners Asia VI (A) L.P.、CVC Capital Partners Investment Asia VI L.P.、CVC Capital Partners Asia VI (B) SCSp及びCVC Capital Partners Asia VI (B) Associates SCSpより、M.G. Group Holdings Limitedに対して、合計270億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。

(訂正後)

内容	金額(千円)
公開買付者親会社による出資	61,000,000
計(d)	61,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2025年11月27日付で、公開買付者親会社より、公開買付者に対して610億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。公開買付者親会社は、2025年11月27日付で、Lumina International Holdingsより、公開買付者親会社に対して610億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。Lumina International Holdingsは、2025年11月27日付で、Lumina Group Holdings Limitedより、Lumina International Holdingsに対して610億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。Lumina Group Holdings Limitedは、2025年11月27日付で、M.G. Group Holdings Limitedより、Lumina Group Holdings Limitedに対して、610億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。M.G. Group Holdings Limitedは、2025年11月27日付で、CVC Capital Partners Asia VI (A) L.P.、CVC Capital Partners Investment Asia VI L.P.、CVC Capital Partners Asia VI (B) SCSp及びCVC Capital Partners Asia VI (B) Associates SCSpより、M.G. Group Holdings Limitedに対して、合計610億円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。

(注2) 公開買付者親会社から公開買付者に対する出資に要する資金については、その全額につき、出資調達が可能です。ただし、公開買付者親会社は、本公開買付けに係る決済の開始日までの銀行との協議状況を踏まえて、上記出資の一部を実施せず、代わりに銀行からの借入をもって公開買付者への出資に要する資金に充当する可能性があります。

(注3) 公開買付者は、下記「⑤ 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計」に記載の金額については、その全額につき、上記「③ 届出日以後に借入れを予定している資金」の「イ 金融機関」に記載の金額の融資及び出資調達により賄うことが可能です。ただし、公開買付者は、本公開買付けに係る決済の開始日までの銀行との協議状況を踏まえて、上記出資の一部を実施せず、代わりに銀行からの借入をもって決済資金に充当する可能性があります。

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

80,000,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(訂正後)

121,000,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年12月11日（木曜日）

(訂正後)

2025年12月25日（木曜日）

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2025年9月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	<u>57,030</u> (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	<u>57,030</u>	—	—
所有株券等の合計数	<u>57,030</u>	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として特別関係者に付与された対象者株式93,300株に係る議決権の数933個が含まれております。

(訂正後)

(2025年11月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	<u>81,997</u> (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	<u>81,997</u>	—	—
所有株券等の合計数	<u>81,997</u>	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として特別関係者に付与された対象者株式93,300株に係る議決権の数933個が含まれております。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

(2025年9月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	<u>57,030</u> (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	<u>57,030</u>	—	—
所有株券等の合計数	<u>57,030</u>	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として特別関係者に付与された対象者株式93,300株に係る議決権の数933個が含まれております。

(訂正後)

(2025年11月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	<u>81,997</u> (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	<u>81,997</u>	—	—
所有株券等の合計数	<u>81,997</u>	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、譲渡制限付株式報酬として特別関係者に付与された対象者株式93,300株に係る議決権の数933個が含まれております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

①【特別関係者】

(訂正前)

(2025年9月26日現在)

氏名又は名称	西村 元延
住所又は所在地	大阪市中央区十二軒町5番12号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	株式会社マンダム 代表取締役会長
連絡先	連絡者 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 中野 常道／同 望月 亮佑／同 藤村 圭汰 連絡場所 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング 電話番号 03-6775-1000
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 西村元延氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、公開買付者親会社に対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年9月26日現在)

氏名又は名称	西村 健
住所又は所在地	大阪市中央区十二軒町5番12号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	株式会社マンダム 代表取締役社長執行役員
連絡先	連絡者 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 中野 常道／同 望月 亮佑／同 藤村 圭汰 連絡場所 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング 電話番号 03-6775-1000
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 西村健氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、公開買付者親会社に対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年9月26日現在)

氏名又は名称	公益財団法人西村奨学財団
住所又は所在地	大阪市中央区十二軒町5番12号
職業又は事業の内容	奨学生給付に関する事業
連絡先	連絡者 公益財団法人西村奨学財団 常務理事 池端 剛彦 連絡場所 大阪府大阪市中央区十二軒町5番12号 電話番号 06-6767-1117
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利行使することに合意している者、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 公開買付者及び西村奨学財団は、本取引基本契約において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権の行使について合意しているため、西村奨学財団は、公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利行使することに合意している者に該当し、また、本合併及び本株式交換を通じて、公開買付者親会社の株式を取得することを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年9月26日現在)

氏名又は名称	M・Nホールディングス株式会社
住所又は所在地	堺市西区浜寺昭和町3丁358番地
職業又は事業の内容	株式・有価証券の取得、保有及び売却等
連絡先	連絡者 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 中野 常道／同 望月 亮佑／同 藤村 圭汰 連絡場所 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング 電話番号 03-6775-1000
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 公開買付者及びM・Nホールディングスは、本取引基本契約において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権の行使について合意しているため、M・Nホールディングスは、公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当し、また、本併合及び本株式交換を通じて、公開買付者親会社の株式を取得することを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(訂正後)

(2025年11月27日現在)

氏名又は名称	西村 元延
住所又は所在地	大阪市中央区十二軒町5番12号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	株式会社マンダム 代表取締役会長
連絡先	連絡者 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 中野 常道／同 望月 亮佑／同 藤村 圭汰 連絡場所 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング 電話番号 03-6775-1000
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 西村元延氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、公開買付者親会社に対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年11月27日現在)

氏名又は名称	西村 健
住所又は所在地	大阪市中央区十二軒町5番12号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	株式会社マンダム 代表取締役社長執行役員
連絡先	連絡者 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 中野 常道／同 望月 亮佑／同 藤村 圭汰 連絡場所 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング 電話番号 03-6775-1000
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 西村健氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、公開買付者親会社に対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年11月27日現在)

氏名又は名称	公益財団法人西村奨学財団
住所又は所在地	大阪市中央区十二軒町5番12号
職業又は事業の内容	奨学金給付に関する事業
連絡先	連絡者 公益財団法人西村奨学財団 常務理事 池端 剛彦 連絡場所 大阪府大阪市中央区十二軒町5番12号 電話番号 06-6767-1117
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 公開買付者及び西村奨学財団は、本取引基本契約において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権の行使について合意しているため、西村奨学財団は、公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当し、また、西村奨学財団は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、新SPCに対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年11月27日現在)

氏名又は名称	M・Nホールディングス株式会社
住所又は所在地	堺市西区浜寺昭和町3丁358番地
職業又は事業の内容	株式・有価証券の取得、保有及び売却等
連絡先	連絡者 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 中野常道／同 望月 亮佑／同 藤村 圭汰 連絡場所 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング 電話番号 03-6775-1000
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 公開買付者及びM・Nホールディングスは、本取引基本契約において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権の行使について合意しているため、M・Nホールディングスは、公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当し、また、M・Nホールディングスは、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、新SPCに対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年11月27日現在)

氏名又は名称	Hibiki Path Advisors Pte. Ltd.
住所又は所在地	シンガポール共和国048619、ラッフルズプレイス9、リバブリックプラザ#26-01 (9 Raffles Place #26-01, Republic Plaza Singapore 048619)
職業又は事業の内容	投資顧問業
連絡先	連絡者 弁護士 森 祐輔 連絡場所 東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT EAST11階 敬和綜合法律事務所 電話番号 03-3560-5051
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 応募合意株主（ひびき）は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、ひびき再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

②【所有株券等の数】

(訂正前)

<前略>

M・Nホールディングス株式会社

(2025年9月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,700 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	10,700	—	—
所有株券等の合計数	10,700	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(訂正後)

<前略>

M・Nホールディングス株式会社

(2025年11月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,700 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	10,700	—	—
所有株券等の合計数	10,700	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24,967 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	24,967	—	—
所有株券等の合計数	24,967	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、2025年9月10日付で、西村家株主との間で本取引基本契約を締結しております。また、Lumina International Holdingsは、2025年9月10日付で、西村家株主との間で本株主間契約を締結しております。各契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、2025年9月10日付で、西村家株主との間で本取引基本契約（本変更覚書（本取引基本契約）による修正を含みます。）を締結しております。また、Lumina International Holdingsは、2025年9月10日付で、西村家株主との間で本株主間契約（本変更覚書（本株主間契約）による修正を含みます。）を締結しております。

また、公開買付者は、2025年11月27日付で、CI11、野村氏、CIF及びATRAとの間で本応募契約（CI11ら）を締結しております。

また、公開買付者は、2025年11月27日付で、応募合意株主（ひびき）との間で本応募契約（ひびき）を締結しております。各契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

2025年11月4日、対象者は、2025年11月4日付対象者プレスリリースに記載のとおり、対象者において、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保することを目的として、本対応方針を導入する旨を公表しております。これにより、第三者が何らかの買収提案を準備している可能性もありますが、公開買付者は、2025年11月27日現在、対象者より、対象者において具体的な買収提案を受けた事実の伝達は受けておりません。